

第5期戸田市地域福祉計画・第5期戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画骨子案

第1章 はじめに

- 1 - 1 地域福祉とは
- 1 - 2 計画の位置づけ
- 1 - 3 計画の目的
- 1 - 4 計画の期間
- 1 - 5 計画の策定体制

第2章 前期計画の取り組みと市の現状

- 2 - 1 前期計画の振り返り
- 2 - 2 統計データから見る市の現状
- 2 - 3 アンケート調査結果等の概要
- 2 - 4 地域福祉を取り巻く戸田市の現状

第3章 基本理念・基本目標

- 3 - 1 基本理念
- 3 - 2 基本施策
- 3 - 3 基本施策の展開図

第4章 施策の展開

4 - 1 基本施策1 地域で支え合う戸田づくり

- 地域福祉活動の担い手の確保
- 顔の見える関係づくりの支援
- 地域福祉活動の支援

4 - 2 基本施策2 だれもが安心できる戸田づくり

- だれもが安心できる環境の充実
- 権利擁護の推進
- 情報の共有と発信の充実

4 - 3 基本施策3 福祉サービスの充実した戸田づくり

- 安定した暮らしのための支援
- 健やかに過ごすための仕組みづくり
- 相談支援体制の充実

第5章 計画の推進体制

5 - 1 計画の推進方法

5 - 2 進捗管理・評価体制

第5期計画

第4期計画

地域で支え合うまちづくり

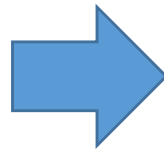
- 地域福祉活動の担い手を掘り起こし、参画を進める
- 市民の支え合いによる安心な地域づくり

福祉サービスの充実したまちづくり

- 子ども・高齢者・障がい者、全ての人が福祉サービスを安心して利用できる環境の整備
- 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 生活困窮者への支援
- 避難行動要支援者避難支援制度の実施

社会福祉協議会との連携

- 社会福祉協議会の体制強化
- ボランティア（NPO）等の市民団体の活動支援
- 社会福祉法人への支援体制の充実



1 地域で支え合う戸田(まち)づくり

- **1 地域福祉活動の担い手の確保** 【地域福祉活動の担い手を確保するため、地域で支え合う人を育成する】
- **2 顔の見える関係づくりの支援** 【身近な地域で活動が定着するよう、地域コミュニティづくりを支援する】
- **3 地域福祉活動の支援** 【住民の地域福祉活動に対する支援や団体同士の連携を推進する】

2 だれもが安心できる戸田(まち)づくり

- **1 だれもが安心できる環境の充実** 【属性に関わらず、誰もが安心して過ごすことができるまちづくりを行う】
- **2 権利擁護の推進** 【高齢者、こども等の生活するにあたって支援を必要とする人の権利を守るための取り組みを進める】
- **3 情報の共有と発信の充実** 【困りごとを抱えた人が必要な情報を受け取ることができるように、必要な情報を発信する】

3 福祉サービスの充実した戸田(まち)づくり

- **1 安定した暮らしのための支援** 【日常生活で生活に困窮する方が安定した生活を送るための支援を行う】
- **2 健やかに過ごすための仕組みづくり** 【身近な地域で健やかに過ごすことができる仕組みづくりを進める】
- **3 相談支援体制の充実** 【福祉に関する様々な相談を受け止めることができる仕組みを作る】

1 地域で支え合う戸田づくり

1 地域福祉活動の担い手の確保

地域福祉活動の担い手を確保するため、セミナーや勉強会を通じ、人材を育成します。また、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助を担う民生委員・児童委員への支援を行います。

第4期地域福祉計画記載の市民ができることを転記しています

戸 田 市

【福祉学習の充実】

まちづくり出前講座や講座受講者と地域団体のワークショップの開催等を通じ、地域に向き合い、課題解決に向けて多様な人々と係り合いながら「考動」できる仕組みづくりを推進します。

【生活支援の担い手養成】

生活支援の担い手となる人材の確保を行うとともに、生活支援や地域活動に結びつくように生活支援サポーター養成研修を実施します。また、高齢者や認知症の人に身近なサービスを提供する企業と認知症の方や認知症サポーター等が連携し「あたたかいまちづくり」の検討等を行います。

【民生委員・児童委員の活動支援】

全員協議会や研修会を通じ、地域の身近な相談窓口であり、関係機関とのつなぎ役である民生委員・児童委員の知識の向上と、関連課との連絡・調整など活動のサポートを行います。

社 会 福 祉 協 議 会

【福祉に対する市民意識の向上】

多様な福祉教育のメニューを提案できるよう、福祉学習の手引きを作成し、市内の学校や企業、関係団体等と連携を図り、福祉教育を推進します。また、福祉や健康づくり活動の啓発、推進を目的として、市民が多く集まるイベント等で、積極的に本会の役割や事業について発信します。

【ボランティア講座の充実】

これからボランティア活動を始める方に対しての入門講座となるボランティアセミナーや、地域福祉活動の担い手確保のため、目的型ボランティア育成講座（生活支援サポーター養成講座、福祉学習ボランティア養成講座等）を実施します。その他にも、小学生親子ボランティア学習講座や彩の国ボランティア体験プログラム等を通じて、地域福祉活動への参加の機運の醸成を図ります。さらに、受講後の活動継続のための支援を充実します。

市 民

民生委員・児童委員の顔を知り、どんな活動を行っているのか知る

気になる活動に積極的に参加する

地域の人の特技を知り、新たな活動のきっかけとする

1 地域で支え合う戸田づくり

2 顔の見える関係づくりの支援

身近な圏域での地域福祉活動が定着するように、地域コミュニティづくりを支援するため、地域活動団体への加入促進や活動拠点の整備、孤立を防ぐための居場所づくりを行います。

第4期地域福祉計画記載の市民ができることを転記しています

戸 田 市

【地域コミュニティづくりの支援】

地域が持つ特性を活かすとともに、地域課題の解決につながる町会・自治会等地域のコミュニティづくりを支援します。

【居場所づくりの支援】

居場所づくりに係るセミナー等を開催し、市内における居場所づくり活動の担い手の発掘や市内における居場所づくり活動の機運醸成を図ります。

【地域活動拠点の提供】

福祉センターやあいパル等の会議室の貸出を通じて、市民や団体の活動拠点となる場を提供するとともに、地域の交流の場づくりを推進します。

【ICTを活用した地域交流活動の支援】

福祉センターや町会会館等、地域の交流拠点となる施設にWi-Fiを設置し、ICTの活用による交流機会の創出に努めます。また、デジタル機器の利用に不安のある方を対象に、IT相談やスマートフォンの基本的な使い方の講習会を開催し、すべての人がICTを活用したコミュニケーション手段を利用することができるよう支援します。

社 会 福 祉 協 議 会

【支部活動活性化事業の支援】

住民同士が互いに支え合えるよう、市民の生活圏域における、地域住民の参加と助け合いに基づく支部活動（居場所となる交流活動、高齢者等の見守り活動等）を支援します。

【子ども等の居場所づくりへの支援】

子どもの居場所づくりに興味のある方に対して、助成金の周知等の支援を行います。また、居場所づくりを行っている団体の交流を図り、ネットワークづくりに努めます。社協支部に対しても、まごころこども塾事業等により、積極的にこどもの居場所づくりに取り組めるよう働きかけます。

【サロン活動の充実】

サロン活動のメニューを調査、検討し、ボランティア団体、支部等に提案し、活動に取り組めるよう支援します。

市 民

近所の人と積極的に挨拶する

支部活動に積極的に参加する

自治会・町会や地域の活動団体へ参加する

1 地域で支え合う戸田づくり

3 地域福祉活動の支援

住民の地域福祉活動に対する支援や団体同士の連携を推進し、ボランティア団体の支援や団体間のネットワークづくりを行います。また、公私協働の実現のため、社会福祉法人の地域における連携を支援します。

戸 田 市

【ボランティア活動の推進】

市民活動を支援するため、補助金や保険の加入、地域通貨の運用を行います。また、ボランティア・市民活動支援センターにおいて、市民活動に参加するための情報及び機会を提供します。

【市民活動団体への支援】

公募提案型協働事業の考え方を踏まえた共創のまちづくり補助金制度による提案募集を行い、市民活動の活発化及び協働を進める体制の充実を図ります。

【高齢者の活動機会の拡充】

地域の清掃活動や児童の見守り活動等を行っているシルバー人材センターの運営や老人クラブ連合会の活動を支援します。

社 会 福 祉 協 議 会

【地域福祉の財源確保】

共同募金、寄付、社協会費等について地域住民、企業、社会福祉法人等への理解を深めます。

【地域支え合い助成金による活動の支援】

地域支え合い助成金により、市民相互の助け合い活動や交流活動等の活性化を図り、地域福祉の充実のため、市民の活動を支援します。

【ボランティア活動の支援】

ボランティア連絡会等のボランティア団体の交流支援、情報提供、ボランティアセンターへの登録、保険加入、各種助成金の紹介等を行いボランティア活動の支援をします。

【社会福祉法人や他機関との連携による支援】

複雑化、複合化した生活課題に包括的に対応するため、社会福祉協議会が中心となり、社会福祉法人や他機関と連携を図ります。その中で、合同研修の実施や公益的な事業の創出に取り組みます。

市 民

第4期地域福祉計画記載の市民ができることを転記しています

それぞれの組織のリーダー同士でつ
ながり、組織交流の輪を広げる

社会福祉協議会の活動を知る

イベントやボランティア活動に参加
する

2 だれもが安心できる戸田づくり 1 だれもが安心できる環境の充実

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して過ごすことができる戸田を目指して、バリアフリー化の促進や移動手段の確保、配慮が必要な人へ住まいの確保するための支援を行います。また、災害が起こった時に備えて、日常的な見守りを通じて、地域の助け合いの仕組みを作ります。

戸 田 市

【住まい確保の支援】

各窓口において、住まいを含めた相談全般を受け止めるとともに、住宅の取り壊し等により住み替えが必要となった高齢者やひとり親の世帯に対し、家賃の助成や公営住宅等の情報提供等の支援を行います。

【地域の防災力の強化】

一人で避難することが困難な高齢者や障がい者などの被害軽減を目的とした「戸田市避難行動要支援者避難支援制度」を周知し、対象者への登録を促すことで、災害への備えと意識の醸成を図ります。

【バリアフリー化の促進】

高齢者や障がい者をはじめ、全ての市民が利用しやすい公共施設を目指し、ソフト・ハードの両面からバリアフリー化を進めていきます。

社 会 福 祉 協 議 会

【見守り活動の充実】

高齢者や障がい者、子どもたちが地域社会で安心して暮らしていけるよう、支部等が行う見守り活動に対して、相談対応、情報提供等を行います。また、地域における多彩な見守り活動が展開できるよう支援します。

【災害ボランティアセンター設置訓練の実施】

災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を行い、災害時のボランティア活動に備えます。また、市民の防災意識の啓発に努めます。

【外国人への支援】（新規）

外国人の暮らしでの困り事や特有の課題の把握に努めます。また、課題の解決に向けて、国際交流協会等の関係機関と連携し、地域での外国人との共生を支援します。

第4期地域福祉計画記載の市民ができることを転記しています

市 民

日頃から情報収集を積極的に行う

防災訓練に積極的に参加する

2 だれもが安心できる戸田づくり

2 権利擁護の推進

令和4年度第1回戸田市福祉施策審議会
【会議資料3】
第5期戸田市地域福祉計画の骨子案について

高齢者、こども等の生活するにあたって支援を必要とする人の権利を守るため、虐待事案についての対応や成年後見制度の活用など、権利擁護のための取り組みを進めます。

第4期地域福祉計画記載の市民ができることを転記しています
(権利擁護については該当項目なしのため空欄)

戸 田 市

【成年後見制度の利用支援】

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な方々との生活と財産を保護する成年後見制度について周知啓発するとともに、関係機関と連携して制度の利用を支援します。

【虐待防止策の充実】

あらゆる人に対する虐待の防止に向けて、関係機関や地域とのネットワークを構築し、連携することで早期発見に努めます。

【差別の解消】

障害者差別解消法の更なる普及啓発と適切な運用を実施するとともに、サービス利用者の権利擁護の充実を図ります。

【更生保護サポートセンターの運営】

地域で更生保護活動を行うための拠点「更生保護サポートセンター」を運営し、市民からの犯罪・非行相談への対応に力を入れるとともに、地域の関係機関と連携し、非行等の防止に向けた地域支援ネットワークの構築・強化を行います。また、保護司会の運営をサポートし、研修会の開催により、保護司の知識の向上と更生者の再犯防止を目指します。

社 会 福 祉 協 議 会

【成年後見制度の利用促進】

元気な時から将来の暮らし方について考える場や機会の提供を行います。また、必要とする人が制度を活用できるよう、成年後見制度の周知、啓発を行います。

【福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の充実】

判断能力が不十分な高齢者や知的障害、精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や日常の暮らしに必要な預金の出し入れの援助を行います。

【法人後見の周知・積極的な受任】

本会が行う法人後見について周知します。また、適切な後見人等を得られない判断能力が十分でない方の権利擁護を図るため、本会が成年後見人等に就任し、後見業務を行います。

市 民

2 だれもが安心できる戸田づくり 3 情報の共有と発信の充実

令和4年度第1回戸田市福祉施策審議会
【会議資料3】
第5期戸田市地域福祉計画の骨子案について

困りごとを抱えた人が必要な情報を受け取ることができるように、広報や制度の周知で必要な情報を発信します。

戸 田 市

【コミュニケーション環境の整備】

視覚・聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを確保するため、手話通訳や点訳、要約筆記の養成や手話通訳派遣事業の充実を図ります。また、「広報戸田市」「とだ議会だより」のCD録音・配布や点字図書や広報動画などの充実、コミュニケーション機器の給付・貸与を行います。

【福祉に関する情報の発信】

必要な人に必要な情報が提供できるよう、広報、パンフレットやSNS等で多様な媒体・機会を活用して関連する情報を提供します。

【福祉に関する情報の共有化】

地域における町会・自治会、民生委員・児童委員協議会などの多職種協働によるネットワークにより、的確な状況把握を行うことで、適切な情報提供や、消費者被害の防止、必要な保健・医療・福祉サービスにつなげる等、多様な支援を行います。

社 会 福 祉 協 議 会

【分かりやすい福祉情報の提供】

福祉情報の提供方法を研究し、受け手の状況に応じた、誰もが理解できる周知を行っていきます。また、ICTを有効に活用し、情報の共有・発信を行います。

【福祉マップの充実】

現行の福祉マップ（地域資源マップ）を定期的に更新し、地域の状況に応じた最新情報の提供に努めます。また、紙面構成についても、市民の意見も取り入れ、充実します。

第4期地域福祉計画記載の市民ができることを転記しています

市 民

広報やホームページなどで、各種サービスや相談窓口についての情報を得る

日頃から情報収集を積極的に行う

3 福祉サービスの充実した戸田づくり

1 安定した暮らしのための支援

失業や長期に渡るひきこもり等、様々な要因で、生活に困窮している人が安定した生活を送ることができるための支援を行います。

令和4年度第1回戸田市福祉施策審議会
【会議資料3】
第5期戸田市地域福祉計画の骨子案について

第4期地域福祉計画記載の市民ができることを転記しています

戸 田 市

【生活困窮者・世帯の自立支援】

自立相談支援事業において、相談窓口で生活困窮者の相談を受け、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握し、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定し、自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施します。

【生活保護世帯への支援】

就労可能な生活保護受給者に対し、求職活動の支援を行うことにより、生活保護からの自立を促します。就労が困難な場合は、地域社会において安定した日常生活や社会生活が送れるよう支援します。

【生活困窮者等の学習支援】

ひとり親家庭や生活困窮世帯の児童・生徒への学習機会の充実や、自立に向けた学習支援を実施します。

社 会 福 祉 協 議 会

【生活福祉資金貸付事業】

低所得世帯や高齢者・障害者世帯の経済的自立と生活の安定を目的に資金の貸付を行います。利用が必要となる世帯へ情報が届くよう周知を行います。

【生活困窮世帯等への支援】

歳末たすけあい募金運動による配分金等を活用し、社会情勢に対応した、生活困窮世帯等への支援を行います。

市 民

地域のSOSを見逃さず、相談相手になったり、公的機関につなげる

ひとりで悩まずに生活自立相談センターに相談する

3 福祉サービスの充実した戸田づくり 2 健やかに過ごすための仕組みづくり

誰もが健康でいきいきと暮らしていくための取り組みや、介護サービスの充実で身近な地域で健やかに過ごすことができる取り組みを進めます。

戸 田 市

【こころの健康づくりの推進】

関係機関と連携を図り、こころの健康づくりや自殺の問題について知識の普及を行うとともに、相談窓口の周知と相談支援の充実を図ります。

【介護予防の促進】

介護が必要となる前の段階から予防を行うことにより高齢者の健康と暮らしの質の向上を目指す「TODA元気体操」の立ち上げ、運営の支援を行います。

【健康意識の向上】

住み慣れた地域で生活できるよう、健康意識を高め、生活習慣病の予防について啓発するとともに、生活習慣の改善が必要な人に対して、健康教室や個別保健指導を実施します。

社 会 福 祉 協 議 会

【コミュニティソーシャルワーカーによる地域づくりの支援】

コミュニティソーシャルワーカーが個別支援、地域支援を行う中で、その地域の福祉課題を地域住民と共に考え、支部、関係団体と連携し、地域での助け合い活動につながるよう、地域づくりをすすめます。

【アフターコロナに留意した地域支援】

新型コロナウイルス感染症の影響で、自宅に閉じこもりがちな高齢者や経済的に困窮した人々の、こころと身体の健康の回復を意識し、地域支援を行います。支援の必要な方の把握や地域活動への参加を促すきっかけづくりなどに取り組みます。

市 民

第4期地域福祉計画記載の市民ができることを転記しています

介護予防に取り組む

かかりつけ医を持つ

高齢者の保健・医療・福祉に関する総合相談窓口として地域包括支援センターを活用する

3 福祉サービスの充実した戸田づくり 3 相談支援体制の充実

福祉に関する相談窓口や地域の身近な相談員であるCSW（コミュニティ・ソーシャルワーカー）の充実を図り、様々な相談を受け止めることができる仕組みを作ります。

第4期地域福祉計画記載の市民ができることを転記しています

戸 田 市

【福祉総合相談窓口の運営】

相談者からの複合化・複雑化した様々な相談を受け止め、課題を整理し関係機関等の適切な制度・サービスにつなぎます。

【生活自立相談センターの運営】

生活困窮者への自立相談支援機関として、生活困窮者の相談を受け、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握し、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定し、自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施します。

【地域包括支援センターの運営】

地域包括支援センターでは、地域のネットワークを構築し、生活の実態を把握します。また、様々な相談を受け、適切なサービスや機関につなげます。

【こども家庭相談センターの運営】

戸田市に居住するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、専門的な相談対応、指導・助言を行い、ソーシャルワークを中心として、子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援を行います。

【障害者基幹相談支援センターの運営】

障がいのある方やその家族の最初の相談支援を行う機関として、相談内容により、他の機関と連携し解決を目指します。

【外国人市民相談窓口の運営】

外国人住民が生活に係る様々な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、外国語対応できる相談員が情報提供や相談を多言語で行います。

社 会 福 祉 協 議 会

【複合的な課題を抱える方に対する支援】

制度の狭間にいる方や自らSOSを発信出来ない困りごとを抱えた方を、大字ごとに配置したコミュニティソーシャルワーカー等が適切な支援につなぎます。

【民生委員との連携、協力】

地域で活躍する民生委員・児童委員との積極的な連携を図ります。それにより、身近な相談や世帯が抱える困りごと等を早期に把握し、相談者への継続的な支援を行い、解決に向け、適切な制度、関係機関につなぎます。

【相談支援の充実】

生活福祉資金の貸付、福祉サービス利用援助事業、法人後見事業、ボランティア相談等の相談事業を行い、より効果的に適切な支援につなげられるよう相談体制の充実を図ります。

市 民

地域のSOSを見逃さず、相談相手になったり、公的機関につなげる

身近なところで支援が必要な人を見かけたら、相談窓口などを案内する